

国家戦略特区の区域計画の認定について

北九州市が、下記の事業を活用するため、令和2年5月28日に開催された「福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議」において事業認定の申請をした「福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）」が、令和2年6月10日に開催された「国家戦略特別区域諮問会議」（議長：安倍晋三 内閣総理大臣）を経て、同日付けで内閣総理大臣により認定されました。

記

○認定された事業の概要

1 雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ起業等スタートアップを支援するため、事業実施者の早期選定を行い、創業間もない企業等を中心に雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して、高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和2年度中に設置】